令和7年度

通　常　総　会

日　時　：　令和7年5月29日(木)　19時00分～

場　所　：　豊見城市立中央公民館　2階第2研修室

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会

《 式 次 第 》

1. 開　　会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人

4. 議 案 審 議

議案第１号　令和6年度事業報告及び活動計算書について　・・・・・ 1

監 査 報 告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

議案第２号　役員改選(案)について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

5. 報 告 事 項

令和７年度基本方針、事業計画書及び活動予算書　・・・・・・・ 18

6. その他連絡事項

7. 閉　　会

議案第1号

令和6年度事業報告及び活動計算書について

みだしの件について、別紙のとおり提案する。

令和　7年　5月　29日

（提案理由）

特定非営利活動法人豊見城市体育協会定款第50条第1項に基づき、令和6年度事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、議決を経る必要があるのでこの案を提出する。

令和6年度事業報告書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会

1　事業の成果

特定非営利活動法人豊見城市体育協会は、豊見城市におけるスポーツ団体を総括し、豊見城市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ・レクリエーションの普及と振興を図り、豊見城市の体育、スポーツ文化の発展及び青少年の健全育成に寄与する各種事業を行ってきた。

第76回沖縄県民体育大会が那覇・浦添地区にて開催されました、18の競技に300名余の選手を派遣し臨みました。バスケットボール男子が準優勝、剣道、ハンドボール女子が3位、テニスが5位入賞であったが、男女総合成績は11位でなり、目標としていた6位以内という成績は叶いませんでした。

それから、本協会について広く広報活動を行うためホームページ、SNS等での情報発信を行い、各種競技大会の周知や結果などの確認ができるよう、市内外へ広報サービスに努めてきました。

独自の収益事業について、市陸上競技場に設置している自動販売機の管理・運営を行い、市民サービスの向上を図りました。

最後に本市出身の陸上競技男子走幅跳の津波響樹選手ように、日本や世界を代表とする人材が本協会を通して輩出されるようスポーツ振興に努めていきたいと思います。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業(定款第5条第1項各号関係)

事業名	事業内容	実施月	実施場所	従事人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
・スポーツ行事の開催に関すること。	市ソフトボール大会	5月	瀬長島野球場	3名	80名	331
	市テニス大会	7月	総合公園テニスコート	3名	20名	220
	市軟式野球大会	7月	瀬長島野球場	5名	68名	271
	市ゴルフ大会	7月	パームヒルズ	2名	70名	272
	市サッカー大会	8月	市陸上競技場	8名	55名	330
	市バドミントン大会	8月	豊崎小学校	3名	26名	275
	市ソフトテニス大会	8月	総合公園テニスコート	3名	23名	220
	市卓球大会	9月	市民体育館	3名	14名	265
	市ボウリング大会	8月	スカイレーン	3名	18名	284
	市陸上競技記録会	10月	市陸上競技場	15名	55名	211
	市バレーボール祭り	8月	市民体育館	4名	300名	347
	市空手道大会	2月	市民体育館	3名	214名	268
	市バスケットボールカーニバル(高校・一般)	2月	市民体育館	3名	321名	89
	市バスケットボールカーニバル(小学生)	3月	市民体育館	3名	231名	89
	市バスケットボールカーニバル(中学生)	3月	市民体育館	3名	185名	89
	市ハンドボールボールカーニバル	10月	市民体育館	3名	137名	230
	とよみ杯軟式野球大会	3月	瀬長島野球場	3名	112名	218
・代表選手の派遣に関すること。	沖縄県民体育大会	11月	那覇地区	23名	335名	4,173
・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること。	各種競技団体育成及び協会設立への支援等	随時	市内	1名	各専門部など	212
・スポーツの指導者及び選手育成、普及活動に関すること。	陸上月例記録会	年間	陸上競技場	3名	323名	172

・スポーツの国内及び国際交流に関すること。	国体派遣選手助成 全国大会派遣選手等助成	— —	— —	— —	— —	
・スポーツ施設の管理運営に関すること。	瀬長島野球場管理運営	—	—	—	—	
・委託事業の実施に関すること。	市及びその他の公共団体から委託された事業	—	—	—	—	

(2) その他の事業(定款第5条第2項関係)

事業名	事業内容	実施月	実施場所	従事人数	参加人数	支出額(千円)
・自動販売機による飲食物等の販売に関すること。	自動販売機の管理	年間	市内	1名	利用者	169
・物品販売及び物品貸付に関すること。	なし	—	—	—	—	
・有料スポーツ教室等の開催に関すること。	なし	—	—	—	—	

決　算　報　告　書

第 16 期

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月31日

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会　　[税込]　(単位：円)

全事業所　　2025年 3月31日 現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払金	343,271
現金	29,392	預り金	138,564
普通預金	12,276,304	未払法人税等	129,800
現金・預金 計	12,305,696	流動負債 計	611,635
(売上債権)		負債の部合計	611,635
未収金	54,623	正味財産の部	
売上債権 計	54,623	【正味財産】	
流動資産合計	12,360,319	正味財産	14,750,292
【固定資産】		(うち当期正味財産増加額)	1,075,969
(投資その他の資産)		正味財産 計	14,750,292
体育協会活動費積立預金	3,001,608	正味財産の部合計	14,750,292
投資その他の資産 計	3,001,608		
固定資産合計	3,001,608		
資産の部合計	15,361,927	負債・正味財産の部合計	15,361,927

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会　　［税込］（単位：円）

全事業所　　2025年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】		
（現金・預金）		
現　　金	29,392	
現金手許有高	(29,392)	
普通　預金	12,276,304	
ＪＡ沖縄・ＮＰＯ	(8,510,344)	
ＪＡ沖縄・その他事業	(3,428,553)	
ＪＡ沖縄・自主事業	(337,191)	
ＪＡ沖縄・豊見城市子供派遣事業	(216)	
現金・預金 計	12,305,696	
（売上債権）		
未　収　金	54,623	
会費収入	(10,000)	
自動販売機収入	(44,623)	
売上債権 計	54,623	
流動資産合計		12,360,319
【固定資産】		
（投資その他の資産）		
体育協会活動費積立預金	3,001,608	
投資その他の資産　計	3,001,608	
固定資産合計		3,001,608
資産の部　合計		15,361,927

《負債の部》

【流動負債】		
未　払　金	343,271	
人件費	(233,313)	
その他経費	(50,000)	
社会保険料	(50,580)	
オフィスサプライ	(1,980)	
携帯電話	(7,398)	
預　り　金	138,564	
源泉所得税	(109,164)	
住民税	(29,400)	
未払法人税等	129,800	
流動負債　計		611,635
負債の部　合計		611,635
正味財産		14,750,292

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会　　[税込]　(単位：円)

全事業所　　自 2024年 4月 1日　至 2025年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]		
【経常収入】		
受取会費・受取入会金	83,000	
正会員受取入会金	(23,000)	
賛助会員受取会費	(60,000)	
事業収益	666,301	
行事開催事業収益	(143,000)	
自動販売機販売事業収益	(523,301)	
受取助成金等	10,700,000	
受取補助金	(10,595,000)	
受取助成金	(105,000)	
その他収益	6,987	
受取利息	(6,987)	
経常収入　計		11,456,288
【事業費】		
人件費	3,881,739	
臨時雇賃金	(3,493,394)	
法定福利費	(388,345)	
その他経費	5,225,230	
諸謝金	(60,000)	
旅費交通費	(69,190)	
車両費	(238,055)	
車両燃料費	(23,799)	
通信運搬費	(173,632)	
消耗品費	(239,135)	
保険料	(86,177)	
租税公課	(21,400)	
雑費	(20,000)	
食糧費	(126,582)	
派遣費	(2,052,770)	
育成強化費	(2,082,490)	
業務委託費	(32,000)	
当期事業費 計	9,106,969	
合　計	9,106,969	
事業費　計		9,106,969
【管理費】		
給料　手当	122,880	
印刷製本費	1,650	
会議費	35,000	
旅費交通費	54,000	
リース　料	11,352	
支払手数料	296,968	
管理　諸費	66,770	
負担金	554,930	
管理費　計		1,143,550

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会　　[税込]　(単位：円)

全事業所　　自 2024年 4月 1日　至 2025年 3月31日

経常収支差額		1,205,769
[その他資金収支の部]		
【その他資金収入】		
その他資金収入　計		0
【その他資金支出】		
その他資金支出　計		0
当期収支差額		1,205,769
前期繰越収支差額		14,545,026
次期繰越収支差額		15,750,795

《正味財産増減の部》

【正味財産増加の部】		
当期収支差額	1,205,769	
正味財産増加の部　計		1,205,769
【正味財産減少の部】		
正味財産減少の部　計		0
法人税、住民税及び事業税		129,800
当期正味財産増加額		1,075,969
前期繰越正味財産額		13,674,323
当期正味財産合計		14,750,292

個別注記表

1，重要な会計指針に係る事項に関する注記

1，消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会　　［税込］（単位：円）

全事業所　　自 2024年 4月 1日　至 2025年 3月31日

《経常収支の部》

［経常収支の部］		
【経常収入】		
受取会費・受取入会金	83,000	
正会員受取入会金	(23,000)	
賛助会員受取会費	(60,000)	
事業収益	666,301	
行事開催事業収益	(143,000)	
自動販売機販売事業収益	(523,301)	
受取助成金等	10,700,000	
受取補助金	(10,595,000)	
受取助成金	(105,000)	
その他収益	6,987	
受取利息	(6,987)	
経常収入　計		11,456,288
【事業費】		
人件費	3,881,739	
臨時雇賃金	(3,493,394)	
法定福利費	(388,345)	
その他経費	5,225,230	
諸謝金	(60,000)	
旅費交通費	(69,190)	
車両費	(238,055)	
車両燃料費	(23,799)	
通信運搬費	(173,632)	
消耗品費	(239,135)	
保険料	(86,177)	
租税公課	(21,400)	
雑費	(20,000)	
食糧費	(126,582)	
派遣費	(2,052,770)	
育成強化費	(2,082,490)	
業務委託費	(32,000)	
当期事業費 計	9,106,969	
合　計	9,106,969	
事業費　計		9,106,969
【管理費】		
給料　手当	122,880	
印刷製本費	1,650	
会議費	35,000	
旅費交通費	54,000	
リース　料	11,352	
支払手数料	296,968	
管理　諸費	66,770	
負担金	554,930	
管理費　計		1,143,550

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会　　[税込]　(単位：円)

全事業所　　自 2024年 4月 1日　至 2025年 3月31日

経常収支差額	1,205,769
法人税、住民税及び事業税	129,800
当期正味財産増加額	1,075,969
前期繰越正味財産額	13,674,323
当期正味財産合計	14,750,292

個別注記表

1，重要な会計指針に係る事項に関する注記

1，消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

令和6年度 活動計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 豊見城市体育協会

（単位:円）

科　目	金額		
	予算額（a）	決算額（b）	増　減
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費・受取入会金			
正会員受取入会金	0	0	0
正会員受取会費	25,000	23,000	2,000
賛助会員受取会費	120,000	60,000	60,000
2 事業収入			
受取会費・受取入会金計	145,000	83,000	62,000
2　受取寄付金			
受取寄付金	1,000	0	1,000
施設等受入評価額	0	0	0
受取寄付金計	1,000	0	1,000
3　受取助成金等			
受取補助金			
市補助金	10,595,000	10,595,000	0
子ども派遣事業補助金	0	0	0
受取助成金等	104,000	105,000	△ 1,000
受取助成金等計	10,699,000	10,700,000	△ 1,000
4　事業収益			
行事開催事業収益	200,000	143,000	57,000
代表選手派遣事業収益	0	0	0
スポーツ団体育成強化及び連絡調整事業収益	0	0	0
指導者・選手育成と普及活動事業収益	0	0	0
国内及び国際交流事業収益	0	0	0
スポーツ施設委託管理事業収益	0	0	0
市及びその他の公共団体委託事業収益	0	0	0
自動販売機販売事業収益	556,000	523,301	32,699
物販販売と物品貸与事業収益	0	0	0
有料スポーツ教室開催事業収益	0	0	0
事業収益計	756,000	666,301	89,699
5　その他収益			
受取利息	1,000	6,987	△ 5,987
体育協会活動費積立金	735,000	0	735,000
その他収益計	736,000	6,987	729,013
経常収益合計	12,337,000	11,456,288	880,712
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			
(1)人件費			
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	3,556,000	3,493,394	62,606
退職金	0	0	0
法定福利費	431,000	388,345	42,655
人件費計	3,987,000	3,881,739	105,261
(2)その他経費			
業務委託費	0	32,000	△ 32,000
諸謝金	100,000	60,000	40,000
印刷製本費	10,000	0	10,000

会議費	0	0	0
旅費交通費	200,000	69,190	130,810
車両費	489,000	238,055	250,945
車両燃料費	100,000	23,799	76,201
通信運搬費	252,000	173,632	78,368
消耗品費	350,000	239,135	110,865
支払手数料	0	0	0
管理費諸費	0	0	0
修繕費	11,000	0	11,000
保険料	130,000	86,177	43,823
租税公課	160,000	21,400	138,600
雑費	10,000	20,000	△ 10,000
食糧費	200,000	126,582	73,418
派遣費	2,500,000	2,052,770	447,230
育成強化費	2,312,000	2,082,490	229,510
その他経費計	6,824,000	5,225,230	1,598,770
事業費計	10,811,000	9,106,969	1,704,031
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	24,000	122,880	△ 98,880
臨時雇賃金	0	0	0
人件費計	24,000	122,880	△ 98,880
(2)その他経費			
印刷製本費	10,000	1,650	8,350
会議費	106,000	35,000	71,000
旅費交通費	116,000	54,000	62,000
通信運搬費	100,000	0	100,000
消耗品費	0	0	0
新聞図書費	10,000	0	10,000
賃借料	112,000	11,352	100,648
支払手数料	427,000	296,968	130,032
管理諸費	66,000	66,770	△ 770
雑費	0	0	0
負担金	555,000	554,930	70
その他経費計	1,502,000	1,020,670	481,330
管理費計	1,526,000	1,143,550	382,450
経常費用合計	12,337,000	10,250,519	2,086,481
当期経常増減額	70,000	1,205,769	△ 1,135,769
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
過年度損益修正損	0	0	0
助成金返還金	0	0	
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	70,000	1,205,769	△ 1,135,769
法人税、住民税及び事業税	70,000	129,800	△ 59,800
当期正味財産増減額	0	1,075,969	△ 1,075,969
前期繰越正味財産額	0	13,674,323	△ 13,674,323
次期繰越正味財産額	0	14,750,292	△ 14,750,292

監　査　報　告　書

特定非営利活動法人豊見城市体育協会の令和6年度活動（収支）計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、役員名簿、社員名簿について、監査した結果、正確かつ適正であることを確認いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

令和７年５月２２日

監　事　金城 美哲　印

監　事　金城 悟　印

議案第２号

役員の選任(案)について

みだしの件について、別紙のとおり提案する。

令和 ７年 5月 29日

(提案理由)

特定非営利活動法人豊見城市体育協会定款第 14 条第 1 項及び 16 条第1項の規定により役員の選任のためこの案を提出する。

令和7年度特定非営利活動法人　豊見城市体育協会会員名簿

個人会費(R7.5.29更新)

	種別	氏名	受取日	備考
1	正会員	赤嶺　豊		理事
2	正会員	宜保　直弘		理事
3	正会員	赤嶺　美奈子		理事
4	正会員	赤嶺　健		理事
5	正会員	大城　武		理事
6	正会員	宜保　友司		理事　バレーボール部長
7	正会員	岩下　誠		理事　陸上競技部長
8	正会員	當銘　隆		理事　ソフトボール部長
9	正会員	幸本　尚		理事　ボウリング部長
10	正会員	仲西　幸治		理事　剣道部長
11	正会員	仲本　雄一		理事　空手部長
12	正会員	比嘉　良房		理事　ハンドボール部長
13	正会員	大城　良太		理事　テニス部長
14	正会員	金城　智哉		理事　卓球部長
15	正会員	吉濵　智也		サッカー部長
16	正会員	比嘉　紀史		柔道部長
17	正会員	金城　守嵩		ウエイトリフティング部長
18	正会員	神谷　武彦		バスケットボール部長
19	正会員	名嘉　拓哉		ソフトテニス部長
20	正会員	本田　純		バドミントン部長
21	正会員	比嘉　龍也		軟式野球部長
22	正会員	斉須　信也		ゴルフ部長
23	正会員	中村　勇人		ラグビー部長
24	正会員	玉城　善哲		監事
25	正会員	金城　悟		監事

令和7年度　特定非営利活動法人豊見城市体育協会　役員名簿（案）

任期：令和7年5月29日～令和9年5月28日

	役　名	氏　　名	新・再任	備　　考
1	理事	赤嶺　　豊	再　任	
2	理事	宜保　直弘	〃	
3	理事	赤嶺　美奈子	〃	教育委員会
4	理事	赤嶺　健	〃	生涯学習振興課
5	理事	大城　武	〃	体育協会
6	理事	宜保　友司	〃	バレーボール専門部
7	理事	岩下　誠	〃	陸上競技専門部
8	理事	當銘　隆	〃	ソフトボール専門部
9	理事	幸本　尚	〃	ボウリング専門部
10	理事	仲西　幸治	〃	剣道専門部
11	理事	仲本　雄一	〃	空手専門部
12	理事	比嘉　良房	〃	ハンドボール専門部
13	理事	大城　良太	〃	硬式テニス専門部
14	理事	金城　智哉	〃	卓球専門部
15	監事	玉城　善哲	〃	
16	監事	金城　悟	〃	

令和5年度通常総会にて承認

理事候補者の選出方法一部改正

新旧対照表

改正前		改正後		
1	市役所内から15名(4役を除く)を選出する。	1	削除	
2	専門部から残り6名を選出する。	1	専門部から9名を選出する	
	内訳は次のグループの中から1名を選出する。		内訳は次のグループの各競技団体から、各1名を選出する	
	原則として持ち回りとするが適任者がいない場合その他の競技から選出する。		原則として持ち回りとする	
	①バレー、バスケット、ハンドボール ②陸上、ソフトテニス、テニス ③卓球、ソフトボール、バドミントン ④ボウリング、野球、サッカー ⑤剣道、柔道、ゴルフ ⑥空手、ラグビー、ウエイトリフティング		Aグループ	Bグループ
			①バレーボール ②陸上競技 ③ソフトボール ④ボウリング ⑤剣道 ⑥空手 ⑦ハンドボール ⑧テニス ⑨卓球	①サッカー ②柔道 ③ウエイトリフティング ④バスケットボール ⑤ソフトテニス ⑥バドミントン ⑦軟式野球 ⑧ゴルフ ⑨ラグビー
3	任期は2期4年を基本とする。	2	任期は2期4年を基本とする。	

報告事項

○令和7年度　事業計画書及び活動予算書

令和7年度
特定非営利活動法人　豊見城市体育協会基本方針(案)

1　基本方針

特定非営利活動(NPO)法人豊見城市体育協会の目的であります豊見城市の体育・スポーツ文化の発展及び青少年の健全育成を達成するため、以下の基本方針を定める。

- 各種競技専門部(18競技)の強化支援を行い、組織力の向上を図る。
- 県民スポ-ツ大会で十分に競技力を発揮するための選手強化事業等を実施する。
- 体育協会組織の財政基盤の強化を図る。
- スポーツを通じての青少年育成を行う。
- スポーツ功労者等の顕彰を行う。

2　重点目標

本年度重点目標を次のように掲げる。

(1)　沖縄県民スポ-ツ大会男女総合成績8位以内、女子総合成績3位以内、躍進賞獲得を目指す。

(2)　各競技団体等の組織強化及び競技力の向上に努める。

(3)　本会の経営基盤の強化に努める。

(4)　スポーツ少年団活動との連携を図る。

3　主な具体的取組

(1)　各専門部と連携し、参加者増に取り組み、本体育協会の主体事業の拡大、充実を図る。

(2)　各競技団体及び指導者の育成・強化を図り、協会等の運営・設立を支援する。

(3)　活動状況等についてはホームページ、SNS等も利用した広報サービスに努める。

(4)　自主事業の可能性について検討し、市民の健康・体力づくり、各種大会へ参加する競技者の競技力向上に努める。

(5)　行政との緊密な連携の構築と組織の強化及びスポーツ振興事業の円滑な推進等を図るほか、今後の本体育協会の在り方について検討する。

(6)　スポーツを通して青少年の健全育成を図るとともに、社会のルールや思いやりの心を学ぶスポーツ少年団活動を支援する。

(7)　自主財源確保に努める。

(8)　スポーツの発展に貢献し、その功績が顕著で、他の模範として推奨に値するものを表彰する。

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人　豊見城市体育協会

1　事業実施の方針

特定非営利活動法人豊見城市体育協会(以下「協会」という。)は、豊見城市(以下「市」という。)におけるスポーツ団体を総括し、スポーツ・レクリエーションの普及と振興を図り、市の体育、スポーツ文化の発展及び青少年の健全育成に寄与していきます。

各競技団体と連携し、本市競技スポーツのより一層の競技力向上及び指導者の養成、資質の向上に努め、沖縄県民スポーツ大会で活躍する優秀な選手の育成・強化に向けて各種競技大会を実施していきます。

さらに、競技スポーツ人口の底辺拡大、生涯スポーツ活動の振興を目指し、各競技種目団体へヒヤリングを行い、支援を積極的に実施していきます。

本協会について、広く周知を行うために、広報活動の充実を図りながら、ホームページ、SNS等での情報発信に努めていきます。また、関係機関に情報提供を行いながら、体育協会行事を周知していきます。

最後に、当協会の組織体制、在り方を含め、行政と連携しながら本協会の目的達成に向けて取り組んでいきます。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業(定款第5条第1項各号関係)

事業名	事業内容	実施月	実施場所	従事人数	参加人数	支出額(千円)
・スポーツ行事の開催に関すること。	市ソフトボール大会	5月	市内	10名	110名	357
	市テニス大会	7月	市内	数名	20名	337
	市軟式野球大会	7月	市内	10名	150名	382
	市ゴルフ大会	7月	市外	数名	100名	477
	市サッカー大会	8月	市内	数名	100名	347
	市バドミントン大会	8月	市内	数名	20名	324
	市ソフトテニス大会	8月	市内	数名	20名	324
	市ボウリング大会	9月	市外	数名	100名	356
	市卓球大会	9月	市内	数名	20名	354
	市陸上競技大会	10月	市内	200名	350名	464
	バレーボール祭り	10月	市内	20名	200名	374
	市ハンドボール大会	10月	市内	数名	市内3中学校	354
	市空手道大会	2月	市内	10名	100名	352
	とよみ杯軟式野球大会	3月	市内	10名	150名	272
	バスケットカーニバル大会	2・3月	市内	数名	300名	328
・代表選手の派遣に関すること。	沖縄県民スポーツ大会	11月	中部地区	20名	350名	4,871
・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること。	各種競技団体の協会設立への支援等	随時	市内	数名	各専門部など	586
・スポーツの指導者及び選手育成、普及活動に関すること。	陸上月例記録会	年間	市内	数名	市内小中学生	270
・スポーツの国内及び国際交流に関すること。	国体派遣選手助成	—	—	—	—	0
	全国大会派遣選手等助成	—	—	—	—	0
・委託事業の実施に関すること。	市及びその他の公共団体から委託された事業	—	—	—	—	0

（2）その他の事業（定款第5条第2項関係）

事業名	事業内容	実施月	実施場所	従事人数	参加人数	支出額（千円）
・自動販売機による飲食物等の販売に関すること。	自動販売機の管理	年間	市内	数名	利用者	250
・物品販売及び物品貸付に関すること。	物品販売、物品貸付等	—	—	—	—	0
・有料スポーツ教室等の開催に関すること。	市民を対象としたスポーツ教室等の開催	—	—	—	—	0

令和7年度 活動予算書(案)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 豊見城市体育協会

(単位:円)

科目	金額		
	R7年度予算額	R6年度予算額	増減
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費・受取入会金			
正会員受取入会金	0	0	0
正会員受取会費	25,000	25,000	0
賛助会員受取会費	80,000	120,000	△ 40,000
受取会費・受取入会金計	105,000	145,000	△ 40,000
2 受取寄付金			0
受取寄付金	1,000	1,000	0
受取寄付金計	1,000	1,000	0
3 受取助成金等			0
受取補助金			0
市補助金	11,773,000	10,595,000	1,178,000
子ども派遣事業補助金	0	0	0
受取助成金	104,000	104,000	0
受取助成金等計	11,877,000	10,699,000	1,178,000
4 事業収益			0
行事開催事業収益	200,000	200,000	0
代表選手派遣事業収益	0	0	0
スポーツ団体育成強化及び連絡調整事業収益	0	0	0
指導者・選手育成と普及活動事業収益	0	0	0
国内及び国際交流事業収益	0	0	0
スポーツ施設委託管理事業収益	0	0	0
市及びその他の公共団体委託事業収益	0	0	0
自動販売機販売事業収益	530,000	556,000	△ 26,000
物販販売と物品貸与事業収益	0	0	0
有料スポーツ教室開催事業収益	0	0	0
事業収益計	730,000	756,000	△ 26,000
5 その他収益			0
受取利息	1,000	1,000	0
体育協会活動費積立金	486,000	735,000	△ 249,000
その他収益計	487,000	736,000	△ 249,000
経常収益合計	13,200,000	12,337,000	863,000
Ⅱ 経常費用			0
1 事業費			0
(1)人件費			0
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	4,231,000	3,556,000	675,000
退職金	0	0	0
法定福利費	481,000	431,000	50,000
人件費計	4,712,000	3,987,000	725,000
(2)その他経費			0
業務委託費	0	0	0
諸謝金	100,000	100,000	0
印刷製本費	10,000	10,000	0
会議費	0	0	0
旅費交通費	150,000	200,000	△ 50,000
車両費	310,000	489,000	△ 179,000
車両燃料費	100,000	100,000	0
通信運搬費	252,000	252,000	0
消耗品費	350,000	350,000	0
支払手数料	0	0	0
管理費諸費	0	0	0
修繕費	11,000	11,000	0
保険料	130,000	130,000	0
租税公課	160,000	160,000	0
雑費	10,000	10,000	0
食糧費	200,000	200,000	0
派遣費	2,500,000	2,500,000	0
育成強化費	2,384,000	2,312,000	72,000
その他経費計	6,667,000	6,824,000	△ 157,000
事業費計	11,379,000	10,811,000	568,000

2　管理費			0
(1)人件費			0
給料手当	341,000	24,000	317,000
臨時雇賃金	0	0	0
人件費計	341,000	24,000	317,000
(2)その他経費			0
印刷製本費	10,000	10,000	0
会議費	106,000	106,000	0
旅費交通費	131,000	116,000	15,000
通信運搬費	50,000	100,000	△ 50,000
消耗品費	0	0	0
備品購入費	17,000	0	17,000
新聞図書費	10,000	10,000	0
賃借料	108,000	112,000	△ 4,000
支払手数料	427,000	427,000	0
管理諸費	66,000	66,000	0
雑費	0	0	0
負担金	555,000	555,000	0
その他経費計	1,480,000	1,502,000	△ 22,000
管理費計	1,821,000	1,526,000	295,000
経常費用合計	13,200,000	12,337,000	863,000
当期経常増減額	70,000	70,000	0
Ⅲ　経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ　経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	70,000	70,000	0
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			

	R7年度予算額	R6年度予算額	増　減
歳　出	13,200,000	12,337,000	863,000
収　入	1,427,000	1,742,000	△ 315,000
市補助金	11,773,000	10,595,000	1,178,000
積立より補填(予算要求後増額分)	486,000	735,000	△ 249,000
歳入計	13,200,000	12,337,000	863,000

その他資料

特定非営利活動法人豊見城市体育協会定款（抜粋）

第４章　役員等

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　１０人以上から３０人以内まで

(2)　監事　　２人

２　理事のうち、１人を会長、２人を副会長、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において正会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。

２　会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員は、法第２０条各号に該当してはならず、その構成は、法第２１条に違反してはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事長は、理事会の決するところに従い、この法人の日常の業務を執行する。

４　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

５　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

６　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること

(2)　この法人の財産の状況を監査すること

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条～21条は省略

第５章　総会

（種別）
第22条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第23条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第24条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業報告及び活動決算
(5)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(6)　入会金及び会費の額
(7)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第25条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(3)　第１５条第６項第４号の規定により、監事から招集があったとき

（招集）
第26条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メール、ファクシミリをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第27条　総会の議長は、会長がそれに当たる。ただし、会長が第３０条第５項に規定する会員になったときは、総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第28条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第29条　総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第30条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メール、ファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　団体正会員においては、事前に表決権者及び２人以内の代理表決権者を届け出るものとし、そのいずれかが総会に出席して行った表決も団体正会員としての表決権を行使したものとみなす。
４　前２項の規定により表決した正会員は、第２８条、第２９条第２項、次条第１項第２号及び第５３条については、総会に出席したものとみなす。
５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第31条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会及び四役会

（構成）
第32条　理事会は、理事をもって構成し、四役会は、会長、副会長、理事長、副理事長をもって構成する。

（権能）
第33条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(4)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第５２条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(5)　事務局の組織及び運営
(6)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
２　理事会は、その議決に基づき前１項第６号の日常の業務執行につき、四役会にその権限の一部を委任することができる。

（開催）
第34条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　会長が必要と認めたとき
(2)　理事総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(3)　第１５条第６項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招集）
第35条　理事会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも２日前までに通知しなければならない。

（議長）
第36条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が第３９条第４項に規定する理事となったときは、第１５条第２項の規定によりあらかじめ指名した順序によって副会長が議長となる。

（定足数）
第37条　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ開会することはできない。

（議決）
第38条　理事会における議決事項は、第３５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第39条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メール、ファクシミリをもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第40条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第41条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　補助金
(7)　委託金
(8)　その他の収益

第42条～45条は省略

（事業計画及び予算）
第46条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第47条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第48条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第49条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第50条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第51条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

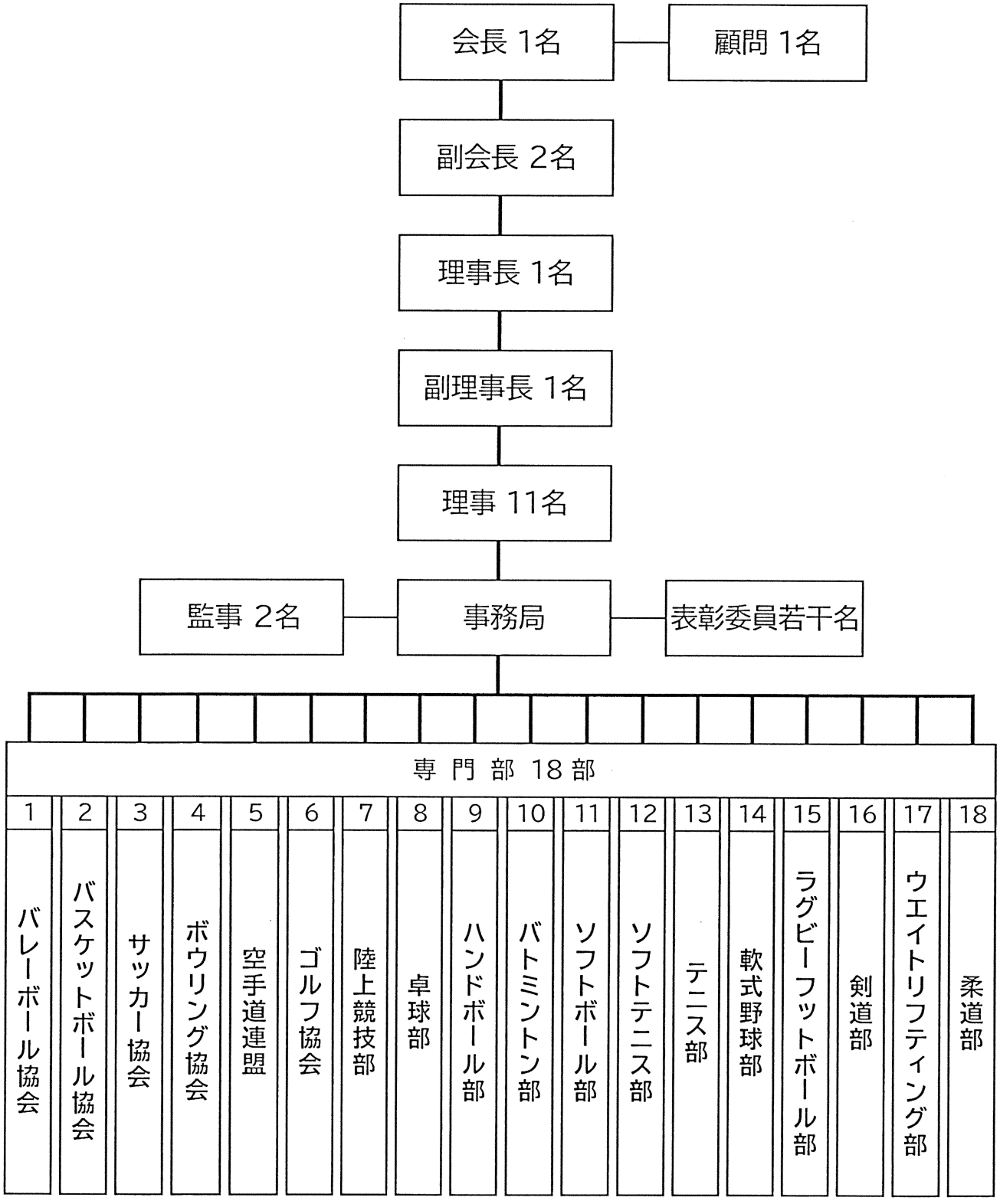
第52条～56条は省略

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第57条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

以下省略

組織機構及び役員体制


会長 1名
顧問 1名
副会長 2名
理事長 1名
副理事長 1名
理事 11名
監事 2名
事務局
表彰委員若干名
専 門 部 18 部
1 バレーボール協会
2 バスケットボール協会
3 サッカー協会
4 ボウリング協会
5 空手道連盟
6 ゴルフ協会
7 陸上競技部
8 卓球部
9 ハンドボール部
10 バトミントン部
11 ソフトボール部
12 ソフトテニス部
13 テニス部
14 軟式野球部
15 ラグビーフットボール部
16 剣道部
17 ウエイトリフティング部
18 柔道部